

東京産農産物の学校給食活用促進事業
(学校給食に取り組む農業者への農業機械導入支援) 実施要綱

制定令和6年3月27日 5産労農安第1615号

(目的)

第1条 この要綱は、東京産農産物の学校給食への活用を一層進めるため、学校給食への出荷に取り組む農業者に必要な農業機械導入の支援に関する基本的な事項を定める。

(事業実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、次のとおりとする。

学校給食向けに東京産農産物を継続的に出荷しており、出荷品目の拡大又は出荷量の増大を計画する農業者

(事業の内容)

第3条 第1条の目的を達成するため、事業実施主体に対して、出荷用機械の整備に係る経費の一部を補助することにより支援する。

(事業実施地域)

第4条 この事業の実施地域は、東京都全域とする。

(事業計画)

第5条 第3条の事業の実施にあたっては、事業実施主体は、別に定める学校給食向け出荷に係る事業計画書（以下「事業計画」という。）を作成するものとする。

(事業内容の審査)

第6条 知事は、本事業を円滑かつ適正に推進するため、別に定めるところにより、「東京産農産物の学校給食活用促進事業（学校給食に取り組む農業者への農業機械導入支援）審査会」（以下「審査会」という。）を設置し、事業計画等の内容を審査する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施につき必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。